

添付法令資料 1 :

韓国建築士法 (目次)

2026 年 3 月 17 日法律第 21478 号により一部改正 2026 年 9 月 18 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 資格 (第 6 条ないし第 12 条)
- 第 3 章 建築士資格試験等 (第 13 条ないし第 17 条)
- 第 3 章の 2 資格登録等 (第 18 条ないし第 18 条の 3)
- 第 4 章 業務 (第 19 条ないし第 22 条の 2)
- 第 5 章 建築士事務所等 (第 23 条ないし第 30 条の 2)
- 第 5 章の 2 懲戒 (第 30 条の 3 及び第 30 条の 4)
- 第 6 章 大韓建築士協会 (第 31 条ないし第 38 条の 2)
- 第 6 章の 2 建築士共済組合 (第 38 条の 3 ないし第 38 条の 10)
- 第 6 章の 3 補則 (第 38 条の 11 及び第 38 条の 12)
- 第 7 章 罰則 (第 39 条ないし第 43 条)
- 附則